



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可 日刊（行政機關の休日休刊）

-

| | | | |
|------------------|-------------------------------------|---|--------|
| 九 | 八 | 六 | 四 |
| 河川に関する件 | (九州地方整備局五五) | (国会事項) | [人事異動] |
| 建設業の許可の取消处分、都市計画 | 九州地方整備局(五五) | 国家公安委員会 警察庁 法務省 農 林水産省 最高裁判所 岐阜県 静岡 県 三重県 大阪府 香川県 静岡市 | 一〇 |
| 道路事業関係 | 官庁事項 | 〔官庁報告〕 | 一〇 |
| 官庁 | 国家試験 | 官庁事項 | 一 |
| 諸事項 | 九州地方整備局公示(九州地方整備局) | 〔公 告〕 | 二 |
| | 令和二年度マンション管理士試験実施 公告(国土交通省) | | 二 |
| | 二千二十年度防衛省専門職員採用試験 の実施延期について(防衛省) | | 三 |

| | | | | | |
|----------------------------------|-------|--|-------|---|-----|
| 三 | 二 | 二 | 二 | 一 | 九 |
| 相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、特別清算、再生関係 | 特殊法人等 | 高速道路の料金の額及び徴収期間の 変更（東日本高速道路株式会社・中 日本高速道路株式会社・西日本高 速道路株式会社・本州四国連絡高速道 路株式会社）関係 | 会社その他 | 三 | 裁判所 |

省 令

○文部科学省令第二十号

独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第二百六十六号）第十三章第二項の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターに関する省令の一部を改正する省令を次のようすに定める。

令和二年六月五日

独立行政法人大学入試センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第二十九号）の一部を改正する省令

文部科学大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようすに改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (試験の実施の方法その他試験に関し必要な事項) | (試験の実施の方法その他試験に関し必要な事項) |
| 第十八条 センター法第十三条第一項第一号の試験の名称は、大学入学共通テストとす | 第十八条 センター法第十三条第一項第一号の試験の名称は、大学入試センター試験とする。 |
| 2 大学入学共通テストは、各大学がセンターと協力して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。 | 2 大学入学共通テストの検定料は、センターが当該試験の出願を受理するときに徴収するものとする。 |
| 3 大学入学共通テストの検定料は、センターが当該試験の出願を受理するときに徴収するものとする。 | 3 大学入試センター試験の検定料は、センターが当該試験の出願を受理するときに徴収するものとする。 |
| 4 前項の規定によりセンターが徴収する検定料の額は、大学入学共通テストにおいて、三教科以上を受験しようとする場合は八千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万二千円とする。 | 4 前項の規定によりセンターが徴収する検定料の額は、大学入試センター試験において、三教科以上を受験しようとする場合は一万八千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万二千円とする。 |
| 5 前各項に定めるもののほか、大学入学共通テストの実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。 | 5 前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関し必要な事項については、別に文部科学大臣が定める。 |

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第十八条の規定は、この省令の施行の日以後に実施される独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験について適用する。

○厚生労働省令第二十号
介護保険法（平成九年法律第二百六十六号）第四十七条第二項第一号及び第八十一条第三項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のようすに定める。

令和二年六月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次の表のようすに改める。

(傍線部分は改正部分)
（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (管理者) | (管理者) |
| 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理とすることができる。 | 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 |
| 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 | 第三条 (略) 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 |
| (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四号）の一部を次の表のようすに改める。 (傍線部分は改正部分)) | (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四号）の一部を次の表のようすに改める。 (傍線部分は改正部分)) |
| 3 (略) | 3 (略) |
| 附 則 (管理者に係る経過措置) | 附 則 (管理者に係る経過措置) |
| 第三条 令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかるらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十六条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。 | 第三条 平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかるらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。 |
| 2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに | 2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに |

(新設)

介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十四条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十四条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）」を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは、「引き続き、令和三年三月三十日における管理者である介護支援専門員を」とする。

告

する」とあるのは、「引き続き、令和三年三月三十日における管理者である介護支援専門員を」とする。

○総務省告示第百八十七号

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

| | | | |
|-------------------------------|-------|------------------|---------------------|
| I B S | | | |
| 伊豆美沙子の博愛心を地域 振興に結ぶ会 | 峯村 久美 | 菊地 厚 | 東京都町田市真光寺二一八一 |
| 茨城の魅力度向上プロジェクト | 戸嶋 浩次 | 田中正三郎 | 福岡県福岡市東区香椎照葉三一三一 |
| 改革推進党 | 柏井 茂達 | 海老原利幸 | 茨城県つくばみらい市山王新田二九〇一六 |
| 神の人類世界政府、神の国 神の國へ也求建設、宇宙建築 | 菊池三十郎 | 角田 幹之 | 東京都港区麻布台三一一一四 |
| | 菊池 良子 | 東京都杉並区高円寺南四一四三一三 | |